

瀬戸内海国立公園(山口県地域)の公園区域および公園計画の変更に関するパブリック・コメントの実施結果

番号	ご意見	件数	対応方針
公園区域の変更に関するご意見			
1	公園区域の削除という、地域にとって影響が決して小さくない事柄を、ただの一文の「海域普通地域の削除・計122箇所」で済まそうとする姿勢に反発を感じる。122箇所にも多数にのぼる地域を詳細情報もなく一括して意見聴取されても、応えようがない。	1	インターネットを通じたパブリックコメントの募集に関しては、その概要のみを掲示しており、要望に応じ、詳細資料を窓口で閲覧若しくは郵送にて内容をご確認頂くという方法をとっております。ご意見を踏まえ、インターネットでの詳細情報の提供など、改善に努めていきたいと考えておりますが、次回以降窓口若しくは郵送で詳細資料をご確認頂きますようお願い致します。 なお、海域普通地域のうち、所要の手続きを経た埋立により陸地となった箇所については、連続する陸地が公園区域に入っていない場合、一定の基準に照らした上で公園区域から削除することとしております。
1	利用施設計画の削除地域について、これまで自然景観に悪影響を与えないように単独施設として計画されていた水泳場や舟遊場等の地域が、なぜ今回、公園利用上の必要性が乏しくなったのか、などの情報が示されないの、賛否判断のしようがない。	1	インターネットを通じたパブリックコメントの募集に関しては、その概要のみを掲示しており、要望に応じ、詳細資料を窓口で閲覧若しくは郵送にて内容をご確認頂くという方法をとっております。ご意見を踏まえ、インターネットでの詳細情報の提供など、改善に努めていきたいと考えておりますが、次回以降窓口若しくは郵送で詳細資料をご確認頂きますようお願い致します。 なお、今回施設計画の削除が案として取りまとめられておりますが、通常5年に1回の頻度で公園計画の見直しが行われるべきところ、14年間見直しがなされなかったことから、利用形態の大きな変化により施設整備を必要とする計画として存続させる必要性に乏しいと、地元の意見を聴取した上で変更案を取りまとめました。

瀬戸内海国立公園(山口県地域)のパブリック・コメントに関するご意見

1	<p>「瀬戸内海国立公園(山口県地域)の公園区域及び公園計画の変更」に対して意見聴取されているが、今回の方法はアリバイ的に感じる。公園区域や施設の「削除」の場合は、それほどの詳細な説明は必要としないということなのか。</p> <p>第2回中央環境審議会自然環境部会自然公園小委員会議事録でも、事務当局がパブリックコメントの方法の改善について発言している。さらなる検討をお願いしたい。</p>	1	<p>今回のパブリックコメントの募集についての方針は上述のとおりですが、ご指摘も踏まえ、募集方法等について更なる検討を行ってまいります。</p>
---	---	---	--